

3D プリンター用 STL データ ライセンス契約書

株式会社 M&C テクノロジー（以下「甲」という）と、うおーたーぶにぷに村長会員（以下「乙」という）は、甲が提供する「うおーたーぶにぷに LAND」3D プリンター用データの利用について、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（著作権および使用权）

- 本契約に基づき提供される3Dプリンター用データ（STLデータおよびGコード。以下「本データ」という）の著作権その他一切の権利は、すべて甲に帰属する。
- 乙には、本契約に定める範囲内において、本データを使用する非独占的・譲渡不能・再許諾不可の使用権のみが付与される。
- 本データの再配布、譲渡、貸与、販売、共有、クラウドへの公開、その他これらに準ずる行為を禁止する。

第2条（データ形式）

本データは以下の形式から選択できるものとする。

- STLデータ
サイズ変更および一部加工が可能。
- Gコード
そのまま出力可能なデータとし、内容の変更はできない。

両形式を希望する場合であっても追加料金は発生しない。

第3条（禁止行為）

乙は以下の行為を行ってはならない。

- 本データの全部または一部の第三者提供
- 本契約で定められた範囲を超える利用
- 本データの改変後データの再配布
- AI学習データとしての利用
- 会員資格を有しない者への使用許可

第4条（使用期限）

- 使用期限は、乙の利用料金支払日より1年間とする。
- 契約期間中は制作数量・色・サイズに制限を設けない。
- 期限満了後は新規制作を禁止する。
- 満了時点での完成在庫は販売可能とする。

第5条（制作物の用途）

- 商用利用を含め用途を問わない。
- ワークショップ販売可能とする。
- ただし、本データそのものの二次配布は禁止する。

第6条（免責）

乙が制作・販売した製品に関する事故・損害は乙の責任とする。

甲は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

第7条（契約終了時の措置）

1. 契約終了時、乙は本データを削除する。
 2. 甲の求めがあった場合、削除証明を提出する。
 3. 新規制作は禁止。
-

第8条（会員資格との連動）

乙がうおーたーぶにぶに村長会員資格を喪失した場合、本契約は当然に終了する。

第9条（違約金）

乙が本契約に違反した場合、乙は違約金として金20万円を甲に支払う。

なお、実損害がこれを超える場合は別途請求できる。

第10条（管轄）

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議する。